

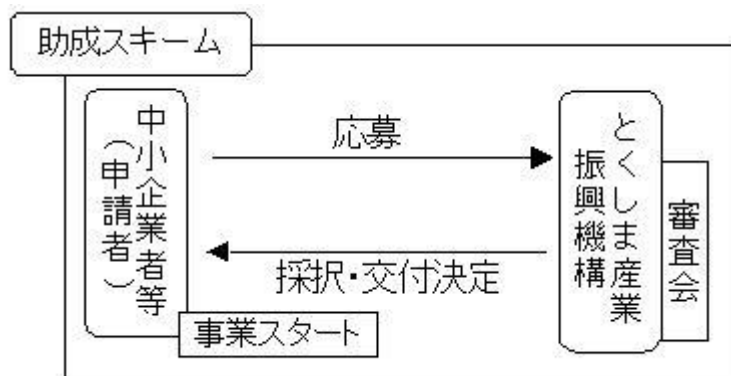
平成27年度第2回とくしま経済飛躍ファンド (農商工連携枠)募集要項

1. 目的

とくしま経済飛躍ファンド(農商工連携枠)は、本県の強みである、豊富で多様、かつ品質に優れ、安全な「農林畜水産物」と、中小企業が有する高い「ものづくり技術」を連携させ、農商工連携による産業を創出する各種事業を行う中小企業者と農林漁業者の連携体等に対して、その事業の実施に必要な経費の一部を助成し、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

2. 実施主体

公益財団法人とくしま産業振興機構(以下「振興機構」という。)が、実施主体として助成対象事業の公募、審査・選定、助成金の交付決定などを行います。



3. 助成対象者

- (1) 創業(農林漁業を除く)を行う者若しくは経営の革新を行おうとする中小企業者と農林漁業者との連携体
- (2) 創業(農林漁業を除く)を行う者若しくは経営の革新を行おうとする中小企業者と農林漁業者との連携体を支援する事業を行う者(農商工連携体を支援する団体等)
- (3) 創業(農林漁業を除く)を行う者若しくは経営の革新を行おうとする中小企業者以外の者と農林漁業者との連携体

【助成対象者の定義】

- 1 中小企業者 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第2条に規定する中小企業者(農林漁業者を除く)で県内に主たる事務所・事業所を有する者をいう。
- 2 農林漁業者 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第2条に規定する農林漁業者をいう。
- 3 農商工連携体を支援する団体等 前1、2の者を支援する事業を行う農林水産団体、商工関係団体、県内の大学・高等専門学校等教育機関、NPO法人等をいう。
- 4 中小企業者以外の者 農林水産団体、商工関係団体、県内の大学・高等専門学校等教育機関、NPO法人等をいう。但し、特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者は除く。

4. 助成対象事業

- ① 新商品・技術開発支援事業(新商品の開発、新技術の開発、研究開発、試作、新役務の提供)
- ② 販路開拓支援事業(市場調査・動向調査、販路開拓のための展示会・見本市等への参加)
- ③ 展示会等出展支援事業(地域資源を活用し、新たに開発した商品を、国内で開催される展示会等に出品する事業)
- ④ 農商工連携体支援事業(新事業展開につながる新商品・技術開発、販路開拓、人材育成)

※農商工連携体支援事業とは、創業（農林漁業を除く）を行う者若しくは経営の革新を行おうとする中小企業者と農林漁業者との連携体が取り組む、新生産システムの開発、新商品の開発、新市場の開拓及び新サービスの開発への支援など、農商工連携体を支援する事業を行う者が実施する事業をいう。

5. 助成対象経費

事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費が対象となります。

謝金／旅費／印刷製本費、消耗品費、資料購入費、通信運搬費、会議費、広告宣伝費、
原稿料、保険料、調査分析費、会場借料、機械器具借料、機械装置又は工具器機購入費
／委託費／その他必要と認める経費

※用地、建物の取得に要する経費、経営者及び従業員並びに非常勤職員などの人件費、役職員の飲食代、汎用備品費、用途の定まっていない活動に対する経費、全部委託費等の経費は対象外です。

※委託費の上限は、同一事業における助成対象経費全体の50%以内です。

6. 応募資格・要件

(1) 公的助成金であることから、次に該当する方は応募することができません。

- ① 国税・地方税を完納していない者
- ② 宗教活動や政治活動を目的にしている者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

(2) 申請されても次に該当する場合は、審査対象とすることはできません。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 本要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ③ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(3) 事業内容は、次の要件を満たしていることを基準とします。

- ① 市場調査等にとどまらず、事業化を念頭に置いている事業であること
※事業化とは、当該商品の販売を始めることをいう
- ② 単なる従来品の素材及びデザイン等の変更でないこと（新規性の要素が必要であること）
- ③ 単なる機械・器具等の購入でないこと
- ④ 同一事業に対して、国の補助金の交付を受けていないこと

7. 助成率

助成対象事業①は助成対象経費の3分の2以内、助成対象事業②は助成対象経費の2分の1以内、助成対象事業③は必要と認められる対象経費の範囲内とします。

8. 助成限度額

1事業当たりの助成限度額は1,000万円です。但し、研究開発、新製品開発など、特に重要と認められるものについては3,000万円（助成期間が複数年にわたる場合でも1事業あたり3,000万円）以内です。

※助成対象者(3)が行う事業に係る助成金の総額は、当該年度の助成総額の30%未満の範囲内とする。

9. 助成対象期間

原則1年以内で、交付決定日から翌年8月末日までに実施する事業を対象とします。但し、特に必要と認められる場合は3年以内とします。

10. 優先採択の適用

現下の極めて厳しい経済雇用情勢への対応を図るため、ファンド助成金を活用した新製品の開発や販路開拓等の先進的事業を行う場合で、6ヵ月以上の新たな雇用を伴う場合は「優先採択」適用の選考対象に加える

こととします。

11. 助成金交付事業の採択基準

助成金交付事業の採択基準は、原則として次の観点から総合的な審査を行います。

- (1) 必要性
- (2) 市場性
- (3) 革新性
- (4) 実現可能性
- (5) 実施体制の妥当性
- (6) 地域活性化へ期待される効果

12. 助成金交付事業選定審査

申請内容について、書類選考の上、外部有識者等で構成する「徳島県農商工連携ファンド事業支援委員会」において審査を行い、助成金交付事業を採択します。採択後、予算の範囲内で交付決定額を決定します。審査結果等は郵送にて通知します。

なお、審査にあたり、必要に応じて事前に事務局職員等が現地調査・ヒアリングを実施します。

13. 採択後のスケジュール等

(1) 助成金の支払い

助成金は、原則として、助成金交付要領に定める実績報告書の提出を経て、交付すべき助成金の額が確定した後、助成事業者に対して支払います。

(2) 公表

採択された事業については、原則、助成先の事業主体名、事業名、事業概要、企業概要、事業進捗状況について、公表します。但し、研究開発、新商品開発など開発途上にあり内容等、公表に時期尚早のもの、望ましくないものについては、協議により公表範囲を決定します。

(3) 助成期間終了後

本ファンド事業実施期間(10年間)は、毎年度、事業の進捗状況、成果等を次のファンド事業全体の成果目標の観点からヒアリング致します。

事業成果に係る目標(ファンド事業全体の成果目標)

◇短期目標

- ・助成を受けた事業者等のうち3年以内に25%以上のものが事業化(製品等の販売開始等)を行うこと(助成金の交付を受けてから3年以内に事業化した件数が年2件以上)
- ・中小企業支援団体が実施する中小企業支援事業については、事業年度ごと支援完了事業者にアンケート調査を実施し、ファンド事業に対して、概ね80%以上で肯定的評価が得られること。

◇長期目標

- ・中小企業者は、助成金の交付を受けた事業者等における売上が、事業化達成年度と10年後(ファンド終了年度)を比較して3%以上の増加
- ・農林漁業者は、助成金の交付を受けた事業者等における売上が、事業化達成年度と10年後(ファンド終了年度)を比較して1.5%以上の増加

14. 募集期間・応募方法

(1) 募集期間

平成27年6月15日(月)～平成27年7月17日(金)最終日17時まで(郵送不可)

※応募にあたっては、事業や事業経費の内容について応募要件等の確認が必要ですので、7月10日(金)までにご相談ください。応募要件等の確認をした後に、申請書類をご提出していただくこととなります。

(2) 応募に必要な書類

- ① 徳島県農商工連携ファンド事業助成金交付申請書(様式第1号)
- ② 直近3カ年の決算報告書(所得税の確定申告書、貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、科目内訳、その他付属明細等)
- ③ 法人の登記簿謄本
- ④ 納税証明書(法人事業税及び法人県民税、)
- ⑤ 会社パンフレット(会社概要が分かるもの)

(3) 提出先

応募に必要な書類を、公益財団法人とくしま産業振興機構まで、持参の上提出して下さい。助成金交付申請書(様式第1号)は、(公財)とくしま産業振興機構ホームページからダウンロードできます。なお、ご応募いただいた書類は返却いたしません。

応募受付の際に事業内容の確認等で時間を要する場合がありますので、応募される場合は、必ず事前にご相談下さい。

※公益財団法人とくしま産業振興機構ホームページ <http://www.our-think.or.jp/>

15. 問い合わせ先

〒770-0865 徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館(KIZUNA プラザ)2階
公益財団法人とくしま産業振興機構 総合支援部 事業化支援担当
TEL(088)654-0103 FAX(088)653-7910
[URL]<http://www.our-think.or.jp/>

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県商工労働部新産業戦略課 ものづくり産業担当
TEL(088)621-2157 FAX(088)621-2897

16. その他

徳島県中小企業向け融資制度である「あわの輝き産業育成資金」では、とくしま経済飛躍ファンド助成事業者を融資対象にしております。ご活用をご検討下さい。